

別表（第6条関係）

区分	補助対象経費	補助率又は金額	適用期間	限度額
1 拠点設置費用	(1) オフィス賃料 ・賃借料及び共益費（賃貸借契約に明示されたもので、補助事業者が負担する経費） (2) 事業の用に供する償却資産の取得費 ・オフィス用の机、イス、コピー機など、土地・建物以外の事業用資産で、取得額が10万円以上のもの (3) オフィス什器等のリース料 ・机、イス、コピー機など、事業の用に供する什器等のリース料	2分の1以内	補助事業者の指定を受けた日から1年間までの経費	500万円
2 クリエイティブ費用	(1) PC取得費及びリース料 ・業務に使用するPCで、取得額が10万円以上のもの ・業務に使用するPCのリース料 (2) ソフトウェア使用料 ・業務に使用するソフトウェア使用料 (3) 通信料 ・インターネット回線、プロバイダの利用料	2分の1以内	補助事業者の指定を受けた日から1年間までの経費	500万円
3 雇用加算	(1) 県内での新規雇用に対する加算 ・補助事業者の指定を受けた日から1年経過後の時点で、継続して3ヶ月以上の就労実績がある新規県内常用雇用者が対象 (2) 県内移住者に対する加算 ・補助事業者の指定を受けた日から1年経過後の時点で、継続して3カ月以上の就労実績がある移住者が対象	対象者1人あたり100万円		1,000万円